

「ガスファンヒーターはじめて割」利用規則

1. 目的

「このまち」に住む「ひと」の「くらし」を暖かくするガスファンヒーターを新たにご使用いただくお客さまのガス料金を期間限定にて割引くものです。

2. 適用条件

次のすべての条件を満たす場合で、お客さまが本利用規則の内容に同意いただき、かつ本割引の適用を希望される場合に適用します。

(1) 家庭用途でガスファンヒーターまたはガスストーブ（以下、「ファンヒーター等」といいます。）をはじめて所有し、当該ファンヒーター等を本利用規則における適用開始日から適用終了日までの期間内にはじめて使用する場合。

なお、既にファンヒーター等をお持ちの方が、ファンヒーター等を購入された場合（買い替え・買い増し等）については適用対象外といたします。

(2) 以下の契約を締結している、または新たに契約の申し込みをした場合。

- ①家庭用暖房契約
- ②床暖房契約
- ③家庭用ガスコージェネレーションシステム契約
- ④家庭用空調契約

3. 「ガスファンヒーターはじめて割」のお申し込み

(1) 「ガスファンヒーターはじめて割」をご希望のお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。

(2) 「ガスファンヒーターはじめて割」は、当社がお客さまの申し込みを承諾したときに成立いたします。

4. 適用開始日

適用開始日は以下のとおりといたします。

(1) 既にガス使用契約を締結されているお客さま

- ①2019年11月定例検針日以前に所定の手続きを完了したお客さま
2019年11月定例検針日の翌日

②2019年11月定例検針日以降に所定の手続きを完了したお客さま
所定の手続きを完了した後に到来する定例検針日の翌日

(2) 新たにガス使用契約を締結されるお客さま

①2019年11月定例検針日以前に所定の手続きを完了したお客さま
2019年11月定例検針日の翌日

②2019年11月定例検針日以降に所定の手続きを完了したお客さま
ガスの使用開始日

5. 適用終了日

2020年3月検針分への適用をもって終了といたします。

6. 料金の算定方法

料金の算定方法は以下のとおりといたします。

「ガスファンヒーターはじめて割」適用時の料金
＝割引後基本料金＋割引後調整単位料金×ご使用量
※計算結果の小数点以下の端数は切捨て

割引後基本料金＝お客さまが契約されている約款の基本料金（消費税等相当額を含む）×(1-0.15)

※計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨て

割引後調整単位料金＝お客さまが契約されている約款の調整単位料金（消費税等相当額を含む）×(1-0.15)

※計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨て

7. その他

本利用規則に定めていない事項については、一般ガス供給約款およびお客さまが契約されている選択約款によるものとします。